

# 重要論点チェックシート<第1回 第1問>

<はじめに>

記述答練では、論点チェック方式による採点システムを採用しています。これまで、予備校の答練を受講された際に、論点は外してしまったが、たまたま添付情報が共通していたので減点を免れた、というような経験をお持ちの方もおられると思います。しかし、これでは本当の実力など量れず、機械的な採点になってしまいます。そこで、小泉司法書士予備校では、論点チェック方式による採点を行い、きちんと論点を把握した上で、正しい記載ができた場合のみ得点するという、まったく新しい採点システムを採用しています。

## 利用方法

- ①まず、記述答練<第1回>の問題を解いて下さい。演習時間は100分です。
  - ②演習時間の終了後、このシートを使って各論点についての正誤チェックをして下さい。
  - ③論点の正誤チェックの方法…このシートの「論点」「チェック項目」を見ながら、ご自身が当てはまる箇所の「チェック欄」に、印をつけて下さい。
  - ④このシートの「チェック欄」に付けた印を、小泉司法書士予備校ホームページの「解答入力画面」に入力し、送信して下さい。成績処理がされます。
- ※合格判定の精度保持のため、0点(白紙答案等)の場合は、成績処理いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ⑤解答入力送信後、解説講義を受講することができます。
  - ⑥個人成績表公開日以降、ご自身の成績と成績上位者の一覧を、確認することができます。

|              |  | この欄を、ホームページへの入力に利用します。 |                 |    |
|--------------|--|------------------------|-----------------|----|
|              | 論点   | チェック項目                 | チェック欄           | 配点 |
| 第1欄          | アルタ株式会社とアルタ関東株式会社の売買契約が利益相反行為に該当し、アルタ株式会社において、取締役会の承認が必要となることを判断できた。<br>(ア) 会社法第356条及び同365条の利益相反取引<br>(イ) アルタ株式会社<br>(ウ) 取締役会<br>(エ) 承認<br>(オ) 売買契約に関する重要な事実 | 論点1                    | 1.(ア)～(オ)すべて正解  | 4  |
|              |  |                        | 2.(ア)(エ)(オ)のみ正解 | 2  |
|              |  |                        | 3.上記以外          | 0  |
| 第2欄          | 有賀みづきは、アルタ株式会社の監査役であるため、アルタ株式会社と有賀みづきの売買契約は利益相反とならないことを判断できた。  | 論点2                    | 1.YES           | 2  |
|              |  |                        | 2.NO            | 0  |
| 第3欄<br>(甲土地) | 登記の目的  | 論点3                    | 1.YES           | 2  |
|              |  |                        | 2.NO            | 0  |
|              | 原因及びその日付   | 論点4                    | 1.YES           | 2  |
|              |  |                        | 2.NO            | 0  |
|              | 申請人の氏名又は名称   | 論点5                    | 1.YES           | 1  |
| 2.NO         |  |                        | 0               |    |